

# ○宝塚市議会交際費自主公開実施要領

## 1 趣旨

この要領は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）の目的に即し、市民の関心が高い市議会交際費について、透明性の一層の確保と積極的な情報の提供を目的に、その内容を自主的に公開することとし、必要な事項を定める。

## 2 公開対象

市議会交際費（平成14年度以降分）

## 3 公開内容

- (1) 公開することにより相手先に不利益をもたらす恐れのある見舞金を除き、原則公開とする。
- (2) 公開内容は、交際費の執行に係る日付、項目、支出内容、支出先及び金額とする。

## 4 公開方法

平成14年4月1日から3か月分ごとの交際費支出状況（様式第1号）、支出明細（様式第2号）を整理し、その最終月の翌月末日から公開する。ただし、その日が宝塚市の休日を定める条例（平成3年条例第3号）第2条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

## 5 公開場所及び受付時間

- (1) 宝塚市議会事務局（以下「事務局」という。）で公開する。
- (2) 受付時間は、事務局の執務時間とする。

## 6 閲覧手続

閲覧希望者は、「市議会交際費閲覧申請書」（様式第3号）に必要事項を記入し、提出することにより閲覧することができる。

## 7 閲覧に係る費用

閲覧に係る手数料は、無料とする。なお、複写機による写しの作成に要する費用は、宝塚市情報公開条例施行規則（平成13年規則第8号）第7条を準用する。

## 8 閲覧関係文書の保存

閲覧関係文書は、完結した日の属する年度の翌年度4月1日から起算し、5年を経過する日まで保存するものとする。

## 9 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

(様式第1号)

平成 年度 ( 年度) 宝塚市議会交際費支出状況

(平成 年 ( 年) 月 ~ 月分)

項 目	件 数 (件)	支 出 額 (円)	備 考
1 出席者会費			
2 弔 慰			
3 記 念 品			
4 そ の 他			
合 計			



(様式第3号)

## 宝塚市議会交際費閲覧申請書

(あて先)

宝塚市議会議長

宝塚市議会交際費自主公開実施要領により、次のとおり閲覧を申請します。

閲覧年月日	平成 年 ( 年) 月 日 ( 曜日)
氏 名	
住 所	
電話番号	( ) -
閲覧の内容	平成 年 ( 年) 月分 ~ 平成 年 ( 年) 月分
備 考	